



# 農業委員会 だより

第 8 号

平成24年12月  
編集・発行  
佐野市農業委員会  
佐野市田沼町974-1  
TEL 0283 (61) 1151



## —— 主な内容 ——

- ◇会長あいさつ…………… 2P
- ◇農業講演会報告…………… 3P
- ◇研究部会の活動報告…………… 4～7P
- ◇プロジェクト1の紹介…………… 8P
- ◇新任農業委員の紹介…………… 8P
- ◇建議・要望書の提出…………… 9P
- ◇新規就農者の紹介…………… 10P
- ◇農業者年金に加入しましょう…………… 11P
- ◇農業公社からのお知らせ・編集後記… 12P

**農業委員会委員選挙人  
名簿の登載申請を  
お忘れなく  
(提出期限1月10日)**

詳しくは2ページをご覧ください



## 農業委員会会長あいさつ

佐野市農業委員会

会長 桂 正次

日頃より農業委員会活動につきまして、ご理解・ご協力をいただき、感謝を申し上げます。

昨年の3月11日に発生した東日本大震災による農業への影響については、いまだに収束に至っていない状況であります。農業委員会においては、6月に被災地である宮城県亘理町を訪れました。農産物の販売所などを視察したところ順調に復興の兆しが見え始めているようでしたが、海岸沿いの水田地帯では土砂の堆積や塩害により全く雑草すらも生えていない無残な状況でした。復興支援の重要性を再認識いたしました。

環太平洋経済連携協定（TPP）については、我が国の農業は農業者の高齢化、後継者不足や食料自給率の低下など様々な課題を抱えて危機的な状況にあ

る中で、日本の農業の崩壊と食や地域の未来をも崩壊させてしまう問題であります。全国農業会議所では、5月に全国農業委員会会長大会を開催し、①TPP交渉参加反対を求める要請決議、②持続可能な力強い農業の実現と農村の再生に向けた提案決議等を行いました。今後の推移を見極めたいと思います。

農業委員会による建議・要望活動としては、8月に安足地方農業振興協議会長へ「平成25年度の農業等施策並びに予算に関する建議・要請書」を提出し、戸別所得補償制度の法制化、遊休農地の解消に向けた新たな仕組みづくりへの取り組みを要請しました。また、10月には、市長へ「平成25年度の佐野市農業施策に関する建議・要請書」を提出し、意見交換を行いました。

また、10月には、農地利用状況調査・耕作放棄地全体調査を行い、耕作放棄地の実態を調査把握し、関係機関と連携協力してその解消に努めております。

また、今年から新規就農を希望される方が多くみられるようになり、農業委員会に農地の権利取得の申請手続きをする方が増えております。今後、地域の農業の担い手として大いに期待されるところです。

さて、来るべき平成25年を迎えるにあたり、農業委員会といえども、さらなる活動の充実に向けてまいります。農業所得の減少や、農業従事者の高齢化や担い手不足などは、喫緊の課題となっており、国などにおける農業施策のより一層の拡充に向けて働きかけていきたいと考えております。

今後とも、関係機関と連携しながら、農家・農業者の代表として、農地や担い手を守り、地域農業の振興に向けて活動してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

### 農業委員会委員選挙人名簿の 登録申請をお忘れなく

農業委員の選挙人名簿を作成するため、登録申請書を配布しますので、必要事項を平成25年1月1日現在で記入して提出してください。

#### ▼対象

10アール以上の農地を耕作する農家など

#### ▼配布方法

12月25日ごろ、農政協力員を通じて配布します（一部、郵送の場合もあります。配布されない場合はお問い合わせください）

#### ▼提出場所

農業委員会事務局（田沼庁舎）、佐野・高生総合窓口課、JA佐野本支店または農政協力員

#### ▼提出期限

平成25年1月10日（木）まで（提出期限は農業委員会に提出する期限です。JA佐野、農政協力員を通じて提出される方は、提出期限より早めに提出してください）

この申請書を提出しないと、選挙人名簿に登録されないため、農業委員会委員選挙の投票などができなくなります。

農家の方で資格のある方は、忘れずに申請してください。





## 「農業講演会」に参加して

佐野市農業委員会  
会長職務代理者 小堀幸雄

11月5日、マリアージュ仙水において、農業講演会が開催されました。

地域農業の振興を目的とし、市、農業再生協議会、認定農業者協議会と農業委員会が共催で行い、会場は関係者で埋め尽されました。

今回は、栃木県農業協同組合中央会前会長の高橋一夫さんを講師に迎え、「最近の農業を取り巻く状況について」と

題し、熱弁を奮っていただきました。

講演では、会長に就任して間、激動する社会情勢の中、日本の農業を守るべく、JAグループ栃木のリーダーとして、多方面との交渉を中心に活躍された様子について、話していただきました。

また、東日本大震災による原発事故に伴う放射性物質の検出により、農作物を出荷できなくなったことへの生産者の悲痛な叫びを熱く語られました。出荷停止や風評被害によるカキナ、イチゴ等の農産物や県産牛肉の損害は、生産者数は1万479人で、今年10月時点での賠償請求額は149億2700万円、その支払額は112億3500万円、支払率は75.2%というこ



熱心に聞き入る参加者

とでした。さらに、補償問題と直面した体験なども伝えていただきました。

昨今の、過去に例を見ない農業を取り巻く状況は、どの農業者もが直面している問題であり、講演会参加者にとっても、農業のあり方について改めて考え直す機会になったのではないかと思います。

講演会終了後、情報交換会が行われ、「魅力ある農業を継承できるよう、参加された関係者が中心となり、若い農業者の育成に取り組むことが重要である。」などと意見が交わされました。

## 農業青色申告のすすめ

佐野市農業青色申告会では、会員を対象に各種申告書類の書き方・提出について講習会や相談会を開催しております。

新たな会員を募集しています。申し込みは佐野市農業青色申告会事務局へ（農業委員会事務局内）

電話61-1151



営農・生活に役立つ  
農業総合専門誌。

を読みましよう！

購読申し込みは  
農業委員会事務局  
又は地元農業委員へ

# 「まゝる亀農園」を訪問

経営安定対策研究部会

部長 桂

正次



4年前に新規就農し、「まゝる亀農園」のブランドを立ち上げ、3名の正社員とともに10haの農地を経営する亀田泰志さん（犬伏上町在住）を訪れ、新規就農事例についてお話をいただき、経営農地の視察を行いました。

農業を始めたきっかけは、お兄さんが営む料亭へ自ら栽培した農産物を提供したいという思いからだったそうです。

現在、犬伏上町、大栗町、富士町を中心に農地を借り入れ、米麦10ha、露地ナス20aのほか、ニラ、にんにく、かき菜を栽培するなど規模を拡大し、複合経営をすることで、環境変化に対するリスクの分散、通年での収入確保を目指しながら、複雑化する生産管理体制を安定させるとのことでした。

また、周りの方々からの支援への感謝や、耕作放棄地の解消にも貢献したいと、地域農業への配慮も感じられました。

一方、農産物の販売方法については当初、試行錯誤する中、

個人の限界を感じ、「農援団」というグループを結成されました。

「農援団」は、農業の新しいビジネスモデルとして、独自の販路を築くなどの活動を目的として、県内の若手農業者を中心に、様々な業種の方々で構成するグループで、亀田さんが代表を務めています。

商品開発などの企画、経営などの勉強会を行うほか、流通や情報発信の方法を見直し、各農家の生産品を「ブランド化」することで、販路拡大を図っていったそうです。

また、法人格を持たない「農援団」が、円滑に販売できるよう、構成メンバーの出資により設立した株式会社「匠グループ」が契約主体となるなど、販売方法の確立にも成果をあげています。

最近では、LED照明を使った野菜の生育促進実験などを行うなど、新たな試みにも期待が



寄せられます。

亀田さんのお話を聞き、私をはじめ、参加した部会のメンバーにとっても「農援団プロジェクト」による高収益性と、やりがいのある次世代型の農業が、経営の優良事例として大いに参考になったのではないかと思います。

今後も、亀田さんをはじめとするメンバーの農業経営が、魅力ある産業として発展し、地域担い手のリーダーとしてますます活躍されることを願います。





## 「鳥獣害対策研修会」に参加して

鳥獣害対策研究部会

部会長 尾花 収

有害鳥獣による農作物被害は年々増加し、イノシシやシカのほか、ハクビシンや鳥類による被害も多発しています。

中山間地域を中心に、電気柵や防獣ネットによる対策を講じていますが、十分に防ぐことは困難な状況にあり、農業への意欲低下にもつながっています。

鳥獣害対策研究部会では、より効果的な被害対策について研究するため、11月2日、栃木県が主催する「鳥獣被害対策研修会」に参加しました。

研修会では、鳥獣害を専門に研究している近畿中国四国農業研究センターの井上雅央さんによる講義が行われました。

「獣害は餌付けに成功した結果である。防護柵などの設置方法の欠陥が原因で餌付けをして

しまう。結果として防護柵がある所には餌があると学習してしまう。」として、「①みんなで勉強Ⅱ餌付けとはなにか。どうすれば餌付けを止めることができる



講師による電気柵設置の実演

るか地域のみんなで学ぶ。②守れる集落と畑Ⅲ見通しの良い集落と働きやすく守りやすい畑にみんなが変える。③囲いや追い払い、ダメなら捕獲Ⅳ正しく設置した柵などで守り、追い払う。ダメなら捕獲」を順番に行うことの大切さを強調されました。

梅園町における現地実習では、井上さんから電気柵、防獣ネット、防護柵のポールなどの設置方法についての説明を受けました。「作物は防護柵から70cm以上離して作付し、作物が防護柵から外にはみ出さないようにする。作付面積が減っても被害を防げれば収穫量は増える。果樹は防護柵から外に枝が出ないよう植える。電気柵は作物の収穫後も撤去しないで電気も一日中流し続けて、作物の残りなどを食べに来ないようにする。」などの餌付けをさせないアドバ

イスをいただきました。また、「冬季に入り柔らかい葉が育ち、イノシシやシカなどの餌となるので、秋の草刈りは



防獣ネットの説明を聞く参加者

してはいけない。」など、従来の常識を覆すようなお話をいただきました。

鳥獣被害を防ぐために、鳥獣を寄せつけない環境づくりを地域ぐるみで取り組んでいくことが大切であることを改めて認識しました。

あわせて害獣の頭数を減らすことも必要ですので、駆除を実施するためのわなの狩猟免許の取得について、多くの方にぜひお願いしたいと思います。



## 耕作放棄地解消に向けて

耕作放棄対策研究部会

部長 秋山 清

耕作放棄地の状況を把握するため、10月に農業委員と地元農業に詳しい協力員の方、農業委員会事務局職員で班を編成し、市内全域の農地の利用状況を調査しました。調査では、これまでに耕作放棄地として認定された農地の利用状況の確認と、その他に新たに発生した耕作放棄地の調査に努めました。

調査で耕作放棄地と認定された農地については、写真を撮り、農地の荒廃状況によって「緑」「黄」「赤」の3色に色分けし地図に記録します。「緑」は草刈りなど簡易な作業で営農再開が可能な農地で、「黄」は基盤整備などを行えば営農再開が可能な農地、「赤」は森林・原野化して営農再開が不可能な農地です。この調査の結果を踏ま

え、耕作放棄地の所有者に対しては、耕作放棄地の解消、有効利用についてお願いをしていきますので、ご協力をお願いいたします。

8月31日の耕作放棄対策研究



耕作放棄地解消前の農地

部会で視察した船越北地区の耕作放棄地解消の取組について紹介します。

耕作放棄地の解消活動を行ったのは「とちぎ夢大地応援団」で、ボランティアを希望する都市住民と、ボランティアを必要としている地域住民を県や市町村が仲介する、都市と農村をつなぐボランティア活動です。

船越北地区には、約20年間耕作が放棄され、雑灌木や篠竹、セイタカアワダチソウ等が繁茂

していた地域がありました。この地域の耕作放棄地を解消するため、昨年の11月26日に夢大地応援団の活動が行われました。当日は船越北町会の方62名、応援団25名に加え、安足農業振興事務所職員7名、市職員8名の総勢102名のボランティアが参加し、草刈りや灌木の伐採作業を行い、遊休農地の解消に取り組みました。

耕作放棄がきれいに解消された土地に、三好地区特産のシヨウガとソバが作付けされました。この農地に作物の種がまかれたのは20数年ぶりとのことです。



耕作放棄地解消後の農地

とちぎ夢大地応援団の遊休農地解消活動は下秋山地区でも行われております。このような活動が各地で活発に行われ、耕作放棄地が解消されますよう皆様のご協力をお願いします。

# 平成24年度 耕作放棄地全体調査結果

佐野市における平成24年度耕作放棄地全体調査の結果は、以下の表のとおりです。

耕作放棄地全体に対して「緑」が45.7%、「黄」が8.7%、「赤」が45.6%でした。

新規で把握した耕作放棄地は10.8haで、解消が確認できた耕作放棄地は13.5haでした。

昨年度の調査と比較しますと、全体で2.7ha減少しました。内訳では、「緑」が4.9ha、「黄」が1.9ha減少し、「赤」が4.1ha増加しました。

【緑】…簡易な作業で営農再開が可能な農地

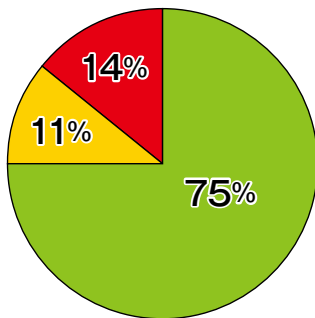
【黄】…基盤整備により営農再開が可能な農地

【赤】…森林・原野化している農地

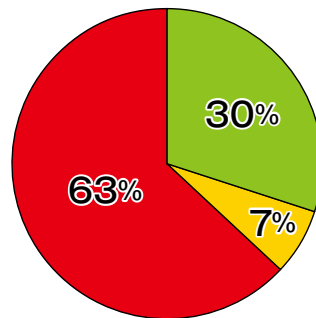
(単位：ha)

地区	緑	黄	赤	計
佐野	32.6	4.6	6.3	43.5
田沼	23.1	5.4	49.0	77.5
葛生	6.8	1.9	7.0	15.7
計	62.5	11.9	62.3	136.7

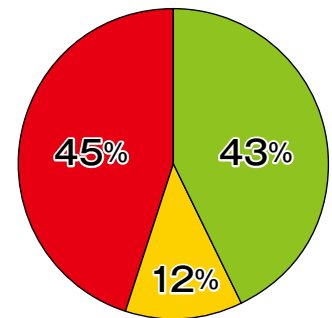
## 地区別



佐野地区



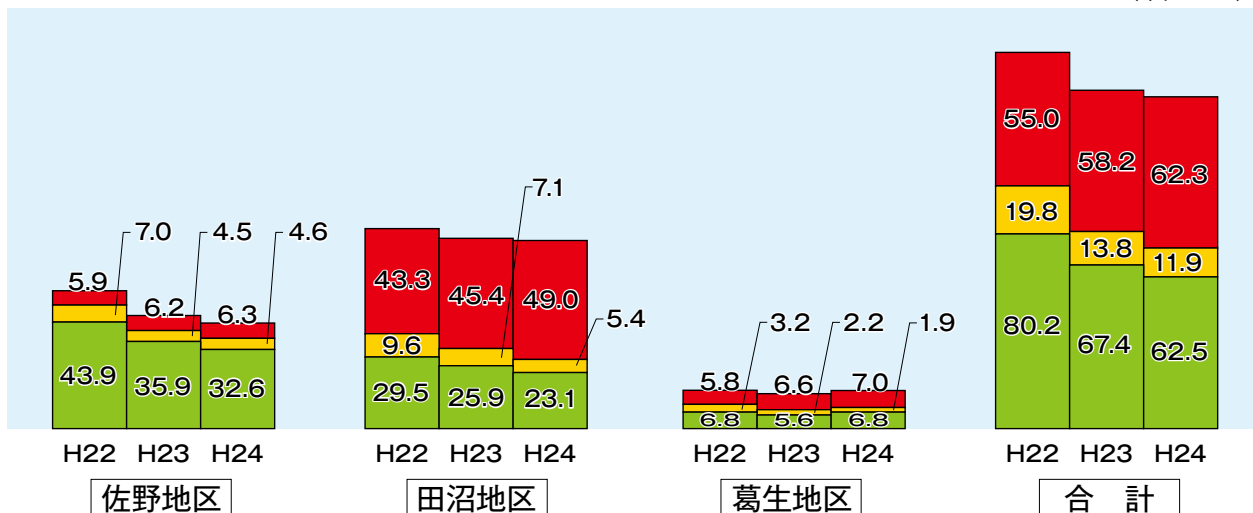
田沼地区



葛生地区

## 年度別推移

(単位：ha)



佐野地区

田沼地区

葛生地区

合計



# 「農地集積機能強化による効率的な水田経営の展開」の取組について

栃木県安足農業振興事務所

水田農業では、小規模分散化している農地を担い手へ面的に集積することが大きな課題となっています。

このため、佐野市、農業委員会、農業公社、JA、土地改良区の職員を構成メンバーとする推進チーム「農地利用集積円滑

化推進協議会」を結成し、佐野市植野地区にある「君田・田島地区」を重点地区として、安足地域農業振興計画のプロジェクト1に掲げて取り組んでいます。

これまで、地区内のアンケート全戸調査をはじめ、地元代表者等の話し合いを重ね、農地利

用の現状把握、農地利用現況図の作成、担い手・貸し手の個別聞き取りによる意向調査等を実施してきました。

その結果、水田農業の担い手が明確になるとともに、地域内の了解が得られ、平成24年10月には、地元組織である「君田・田島地区農地利用調整協議会及び同協議会担い手部会」が設立され、地元主導の農地利用集積に向けた体制が整いました。

## 新任農業委員を紹介します

農業委員（選任委員）の辞任に伴い、次の方々が市議会から学識経験者として推薦され10月4日付けで就任しました。

### 議会推薦



若田部治彦

- ① 奈良湖町
- ② 21-2851
- ③ 犬伏地区
- ④ 経営安定対策部会

地域の農業の発展のために頑張っています。そのために耕作放棄地の解消・農地の有効活用を図り、新たな担い手を育成します。

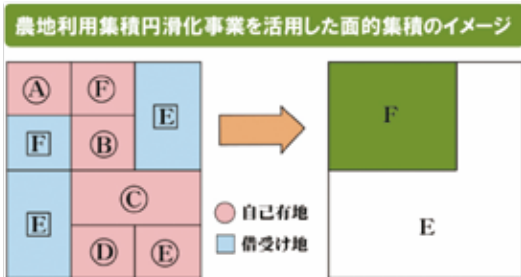


鶴見義明

- ① 会沢町
- ② 85-3687
- ③ 葛生地区
- ④ 耕作放棄対策部会

TPP反対。日本の食料は日本から。地域農業、小規模農業者を守るために頑張っています。

- ① 住所地区
- ② 電話番号
- ③ 担当地区
- ④ 所属部会



地元代表者等の話し合いの様子

今後は、同組織による農地の利用調整に必要なルールづくりの話し合いを行うなど、将来にわたっての農地の面的集積に向けた取組を地元主導で継続していきます。

これらの取組は、本年度から全国の全ての自治体で進められている「人・農地プラン」作成のための先駆けとなるものでもあります。

今後、管内はもとより、県内のモデル地区として他地区へ波及させていきます。



# 平成25年度農業施策に関する 建議・要望書を提出

農業委員会では、「平成25年度佐野市農業施策に関する建議・要望書」をまとめ、10月5日に岡部市長に提出しました。市長と農業委員との意見交換も行いました。

主な内容は、次のとおりです。

- 一、経営(構造)対策の推進
- 二、農業基盤の整備対策
- 三、農業生産振興対策
- 四、有害鳥獣対策
- 五、耕作放棄地対策
- 六、地産地消の推進について
- 七、その他



※詳細は市ホームページよりご覧になれます

## ★農地は適正に管理しましょう

耕作放棄地は、冬は枯れ草が火災原因となり、夏は病害虫等の発生の原因になり、イノシシ等有害鳥獣の隠れ場所にもなります。

## ★農業委員会での手続き

- 農地の売買・賃貸借の申請  
農地を買ったり、借りたりするには許可が必要です
- 農地転用の許可・届出の申請  
農地を農地以外にするためには許可や届出が必要です
- 農地の相続等の届出  
農地を相続した場合は、届出が必要です



各種申請は**毎月15日**が締切です(問い合わせ 農業委員会事務局 ☎61-1151)

※締切日は変更になることがありますので、お問い合わせください。

# 新しい担い手を紹介します!

## 「イチゴ作りで

### 地域に貢献」

岡田尚大さんなおひろ  
(伊保内町)



岡田尚大さんは、両親の経営する農業を子どもの頃から見て育ち、イチゴの箱折り作業などを手伝っていました。

高校生の頃に農業を志し、大学では、食材の生産から加工・流通まで食産業について幅広く学びました。

卒業後就農し、両親と3人で米麦を1・7ヘクタール、20アールのイチゴハウスを2棟を経営しています。就農して1年目ということで、しばらくは栽培を学びながら、自分で判断でき

る知識を身につけたいと話してくれました。

その他、新規就農者を支援する「ニューファーマーカレッジ」にも参加し、ダニの防除方法などの研究成果を、ハウス栽培での技術に応用できるかなどを検証しているそうです。

自分でイチゴを作れるようになり、担い手として地域に貢献できるようにすることが将来の目標だそうです。



ご家族のもとで農業を始めた担い手を取材しました。後継者として大いに期待されるお二人です。

## 「日本の

### 農業に出会う」

山本英雄さんひでお  
(田島町)



山本英雄さんは、ブラジルで生まれ、二十年ほど前に日本で就職しました。その後結婚し、奥さんの麻子さんの実家で就農することを決意し、食品会社を退職しました。

現在、奥さんのご両親の小暮正作さん・香代さんと英雄さん夫婦の4人で農業経営を行い、米麦を約3ヘクタール、きゅうり栽培を

20アールのハウスで経営しています。

ブラジルで生活していたころは、家族

が経営する農業を手伝った経験もあったそうですが、ハウス栽培を行うのは、日本に来てからだそうです。今では、ハウスのきゅうり栽培の経営については、英雄さん夫婦に任されているそうです。

英雄さんは、「ハウス内を温かくすると生育は良いが、病害虫の発生が多くなるため、温度調整などを工夫していきたい。」と目標を話してくれました。

ハウスでのきゅうりは、年に2回栽培するそうです。今後は、2月からの収穫に向けて作業が本格化します。





# 農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか？



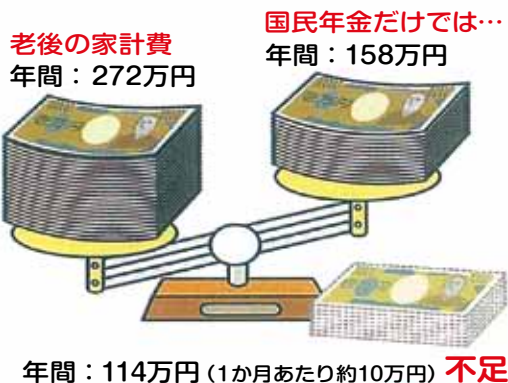
老後生活は、こんなに長い！

65歳からの平均余命は…



老後生活は、こんなにお金がかかる！

夫婦2人の場合



## 農業者年金は老後生活をがっちりサポート

### 農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金！
- 終身年金で80歳までの保証付き！
- 支払った保険料は全額社会保険料控除！
- 手厚い政策支援！保険料に国庫補助も

～農業者の方なら広くご加入いただけます～

一定の要件を満たす方に月額最高1万円。通算すると最大で216万円

公的年金  
ならではの  
税制上の  
優遇措置

### 保険料支払いによる節税効果の試算（所得税・住民税）

税率	保険料の額が		
	月額2万円 (年額24万円)の場合	月額5万円 (年額60万円)の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円)の場合
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

●各欄の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

### 農業者年金の試算額

加入年齢	納付期間	試算額	
		性別	保険料2万円 保険料3万円
20歳	40年	男性	91万円 136万円
		女性	79万円 118万円
30歳	30年	男性	60万円 90万円
		女性	52万円 78万円
40歳	20年	男性	35万円 53万円
		女性	31万円 46万円
50歳	10年	男性	16万円 23万円
		女性	14万円 20万円

※この試算は、65歳までの付利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.55%となった場合の試算です。付利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定利率1.55%は農林水産省告示(H21.4.1施行)により定められている率です。

老後の備えは、**農業者年金**で安心！

### 農業者年金加入推進に向けて



加入推進部長  
橋本 征洋

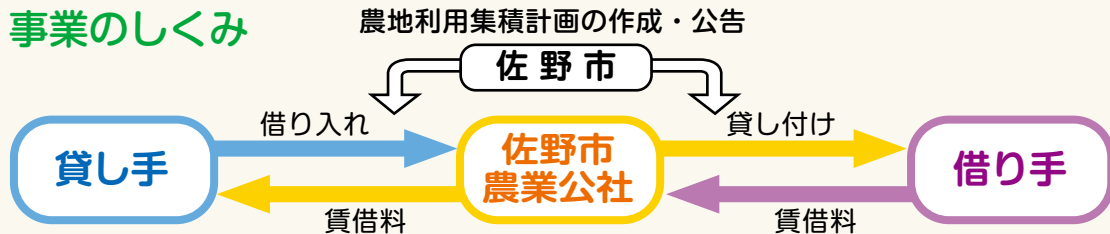
農業者年金加入推進部長特別研修会に、新井、杉山両推進部長、立川委員と参加しました。全体会で、農業者年金の仕組みと加入推進についての説明のあと、「加入推進をいかに効果的に進めるか」というテーマでグループ討議が行われました。農業者年金は農業者で60歳未満の方であれば誰でも加入することができ、個人積立方式で保険料の額を自らが選択し、いつでも見直すことができます。保険料も税制面での優遇措置（社会保険料控除対象）、また、農業の担い手には手厚い政策支援（保険料の国庫補助）など、多くのメリットがあります。これからも、関係者と協力し、新規加入推進を図っていきたいと思います。

# 農業公社をご利用ください

活かします、おまかせください あなたの農地

※佐野市全域（市街化区域除く）が対象地域です。

## 事業のしくみ



## 1 農地の貸借

### 貸し手のメリット

- ① 公社が「貸し借りの相手」となるので、安心して農地を任せられます。
- ② 手続きは公社が行うので、手間がかかりません。
- ③ 契約期間が終了すると公社が責任をもって農地をお返しします（更新もできます）。
- ④ 公社が賃借料を支払いますので、トラブルは起こりません。

### 借り手のメリット

- ① 契約した期間は安心して耕作できるので、中長期的な営農計画がたてられます。
- ② 公社が行うので、事務手続きが簡単です。
- ③ 農地をまとめて借り入れることができるので、効率的な農作業が行えます。
- ④ 公社に賃借料を支払いますので、トラブルは起こりません。

## 2 農地売買の相談、その他農地に関する相談

農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買では、譲渡所得の特別控除が適用されます。公社では、農地の売買の相談やその他の相談等を行っています。

お問合せ先

財団法人 佐野市農業公社

佐野市金吹町2351（JA佐野本店3階）

TEL. 21-5489 FAX. 21-5759

### 編集委員

島田 一男	新井 藤市	鶴見 義明	編 集 委 員	副編集委員長	編 集 委 員 長
金子 博	藤 一弘	龜田 幸平	編 集 委 員	小 堀 幸雄	桂 正次

今後とも農家に役立つ情報や農業委員会活動を分かりやすくお伝えしたいと思っております。皆様のご意見をお待ちしております。

イノシシなどを寄せつけない環境づくりを地域ぐるみで取り組まれることを期待したいと思います。

鳥獣害対策研究部会において井上雅央さんの獣害対策を紹介させていただきました。従来の常識を覆すような対策が紹介され、目から鱗が落ちる思いでした。

農業委員会だより第8号となります。各種活動の実施や取材にご協力いただいた関係者の皆様には大変お世話になりました、ありがとうございます。

## 編集後記